

# 農業集落排水処理施設の整備並びに維持管理に関する要綱

令和8年2月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）の整備並びに維持管理について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号。以下「条例」という。）における用語の定義に従うものとする。

## (整備地区の決定)

第3条 排水処理施設の整備を進めるにあたっては、農業集落排水処理施設整備計画に基づき、緊急性・効率性等を総合的に勘案し、整備地区を決定するものとする。

## (整備条件)

第4条 排水処理施設の整備は、原則として次の条件のすべてが整った地区を対象とする。

- (1) ほ場整備事業の完了地区
- (2) 処理場用地の選定について住民の同意が得られる地区
- (3) 事業の実施並びに事業費の負担について全員同意が得られる地区
- (4) 排水処理施設の受益者で組織する第条に定める管理組合（以下「組合」という。）が設立できる地区

## (排水処理施設の整備)

第5条 市長は前条の条件が整った地区の代表者の申請に基づき、予算の範囲内で排水処理施設の整備を行うものとする。

2 市長は、前項の整備を行うに際しては、次に掲げる事項に関する協定を締結するものとする。

- (1) 排水処理施設の整備に関する事。
- (2) 負担金に関する事。

## (負担金及び納入)

第6条 市長は、前条に規定する協定に定めるところにより組合に排水処理施設の整備に要する事業費の一部を負担させるものとする。

2 前項の負担金は次の各号に定めるものとし、組合は市長の発行する納入通知書により納入期限までに各年度負担金を納入しなければならない。

### (1) 住宅にかかるもの

#### ア 負担金総額

受益戸数に1戸当たり20万円を乗じて算定した額とする。

#### イ 各年度負担金

受益戸数に次表の1戸当たり負担金を乗じて算定した額とする。

事業年度	1戸当たり負担金
初 年 度	60千円
第 2 年 度	60千円
第 3 年 度	80千円

(2) 非住宅等の建築物にかかるもの

前号による負担金が著しく不適当と認められる非住宅等の建築物の負担金及び各年度負担金については、別途定める。

(整備完了後の排水処理施設の使用)

第7条 排水処理施設の整備が完了した後において、建物の新築その他の理由により新たに排水処理施設を使用しようとする者（以下「新規申込者」という。）があったときは、次により取扱うものとする。

(1) 新規申込者は、市長に農業集落排水処理施設接続願（様式第2号）を提出しなければならない。

(2) 前号の接続願を受理された新規申込者は、第11条第1項に定める市長の承認を受け、自ら排水処理施設の新たな整備に要する事業費を負担し排水処理施設を整備するものとする。

(負担金の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、負担金を減額又は免除することができる。申請者は様式第3号により申請し、市長は様式第4号により決定する。

(排水処理施設の管理)

第9条 排水処理施設の管理については、市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定をうけたもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。ただし、組合は、排水処理施設の円滑な維持管理が図れるよう市長又は指定管理者に協力するものとする。

(使用料の徴収)

第10条 使用料の徴収は市長又は指定管理者が行うものとする。

(市長又は指定管理者以外の者の行う工事等)

第11条 市長又は指定管理者以外の者は、市長の承認を受けて、排水処理施設に関する工事又は維持（以下「工事等」という。）を行うことができる。

2 前項の工事等の設計・施工を行う者は、次の資格要件を必要とする。

一般建設業の許可のうち、「土木工事業」又は「管工事業」を得ている者。

3 第1項の承認を受けようとする者又は承認を受けた内容を変更しようとする者は、申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認（様式第6号）を受けなければならない。

4 前項の承認を受けた者は、工事等が完了したときは、速やかに市長に完成検査願（様式第7号）を提出し、検査を受けなければならない。市長は、完成検査に合格したと

きは、工事の合格についての通知（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

（組合）

第12条 新規に設立する組合は、次の各号に掲げる事項を規約に定め、市長に届けなければならない。

（1）組合の名称

（2）組合員の資格に関すること。

（3）組合への加入及び脱退に関すること。

（4）役員の構成及び選任の方法に関すること。

（5）排水処理施設の維持管理に関すること。

（6）その他市長が必要と認める事項

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成元年2月1日より施行する。

2 農業集落排水処理施設の整備並びに維持管理に関する要綱（昭和63年4月）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成4年2月1日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成5年1月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。